

IAATO 野生動物ウォッチングガイドライン

南極研究科学委員会 (SCAR) 南極野生動物健康ワーキンググループは、2023-2024年と2024-2025年の南半球の夏季期間中、南極および亜南極地域に高病原性鳥インフルエンザ (HPAI) が持ち込まれる危険性が高くなることを勧告しています。世界的に、このウイルスによる野鳥およびアザラシの大量死が発生しています。野生生物に関わる方々やその近くで働く方々は、HPAIが持ち込まれることを想定し、可能な限り強力な防疫対策を維持する必要があります。何らかの大量死を発見した場合は、適切な手続きに従い、自社ツアーチームを通じてIAATOに報告してください。

これらのIAATO 野生動物ウォッチングガイドラインは、安全かつ環境に配慮した野生動物観察のための包括的な要件を明確にしたものです。特定の生物種の観察および各活動の実施のためのオペレーションの手順、特定の場所のガイドライン、加えて、その他の国内および国際的な要件¹を組み合わせることで、人間の活動が野生生物に与える悪影響を軽減することを目的としています。常に、ご自身の許可証または認可証の要件に従ってください。それはIAATOのガイドラインよりも厳しい場合があります。

野生動物に関わる活動の管理

船舶、小型ボート²、車両、航空機などの移動手段は、野生動物を動揺させない方法で使用してください。

- 上陸地点、生息地、個体に接近する、または離れるときは、ゆっくりと慎重に行ってください。
- 付近で野生動物を観察している他の人たちと協力してください。
- 声や音をできるだけ出さないでください。
- 急な動きをしないでください
- 動物が水場やコロニーから出入りする場所に注意してください。それらの場所を人、小型ボート、機材などで塞がないようにしてください。

野生動物と常に適切な距離を保ち、動揺を与えることのないようにしてください。接近したり、観察したりするときは、定められた距離に従ってください。陸上、氷上の野生動物からは少なくとも5m (15フィート) の距離を保ってください。ただし、多くの場合でそれ以上の距離が必要です。より近い距離で交流できるかどうかは、動物の状態によります。

種、場所、活動別のガイドラインに記載されている距離に関する指示に従ってください。

種または行動によっては、繁殖または換毛の期間に、距離を長くとる必要がある場合もあります。



¹ 本文書は、IAATOの野生動物観察のためのガイドラインまたは国内政府の法律に取って代わるものではありません。そして国の規制に違反すると罰金や懲役刑が科されるほか、資産が押収される可能性もあります。そのためIAATO事業者は、各国の法律および規制によって生じる罰則を防ぐには、IAATOガイドラインに準拠するだけでは不十分である可能性に注意する必要があります。

² 本文書では、「小型のボート」をソディアック型の空気注入ボートとして定義し、複合または半複合のゴムボート、あるいは海岸での見学に使用される同様の上陸用小型船を指します。

動揺させると、動物の行動が変わる恐れがあるため、どのような場合でも、動物の行動を監視してください。判断が難しい場合は、慎重に離れてください。

- 近づくために自撮り棒などの機器を使用しないでください。
- フラッシュ撮影はどのような状況であっても行わないでください。
- 機器は可能な限り動物から離してください。無人の状態ですべてに放置しないでください。
- 常に動物に道を譲りましょう。

野生動物との交流を促したり、触ったり、触らせたりしないでください。このような行動は、ストレスまたはケガの原因となったり、病気感染のリスクを高めたり、動物からの攻撃的な反応を引き起こしたりする場合があります。

野生動物に決して餌を与えないでください。

陸地が雪と氷に覆われているときは、「杭穴」を作らないようにしてください。ペンギンがはまり込んでしまう可能性があります。雪の中では同じ通り道を使用するようにしてください。穴が開いてしまった場合は、慎重に埋めるか、幅を広げたり、傾斜をつけたりして野生動物が穴から出やすくなるようにしてください。



IAATOが認めていない活動

IAATOは、会員が沿岸部で遠隔操縦航空機システム (RPAS) を娯楽目的で使用することを許可していません。

南極大陸の周辺海域は、野生生物の生息地であるという固有の自然条件から、ジェットスキー、あらゆるタイプのサーフィン、カイト、スキムボード、ウィンドボードなどは使用できません。

防疫対策

外来種や病気の持ち込みまたは拡散を防ぐには、予防が最も効果的です。そのプロセスは、南極に出発する前から始まります。必須の防疫対策手順および南極条約システムを含む国際的または国内的な要求事項を守ってください。防疫対策手順は、すべての機器および人に適用され、南極の異なる地域間および南極と亜南極間で従う必要があります。

航空機およびヘリコプターの操作について

ヘリコプターを含む航空機は、2004年南極条約決議2にある「Guidelines for the Operation of Aircraft near Concentrations of Birds in Antarctica」(南極にて鳥の集群周辺を飛行する際のガイドライン)に記載された内容に従う必要があります。



野生動物の巻き込みや座礁について

南極では、漁具などに巻き込まれた動物は、**安全だと判断した場合にのみ**、救助してください。高病原性鳥インフルエンザが南極および亜南極地域に上陸するリスクが高いことを考慮して、2023-2024年および2024-2025年のシーズン中は、アザラシ/アシカまたは鳥類の巻き込みを救助しないよう、スタッフ・乗組員に勧告してください。

動物の巻き込みが生じた際には、可能であれば現場の写真を撮影してください。

緯度と経度を記した地理的位置、動物の種類、および巻き込みの種類などの詳細も記録してください。

浮遊する死んだ動物や海岸に打ち上げられた「座礁」クジラ類を発見した場合には、詳細を記録し、報告する必要があります。安全であることを確認できた場合のみ、動物の種類識別のため、頭部の正面と側面を記録し、写真に収めてください。可能であれば、写真には、「定規」や「ゾディアックパドル」といった測定の尺度となるものを含めてください。動物の腐敗が進んでいない場合には、個体が識別できる場合があるため、フルーク（尾ひれ）と背びれ（存在する場合）の写真を撮影してください。



報告、データ収集、モニタリング

データ収集とモニタリングを支援することで、環境保護の管理と方針の決定に役立つ情報を提供できます。

クジラの衝突、海鳥の衝突、巻き込み（上記）は、適切な手続きに従って、探査チームを通じてIAATOに報告する必要があります。³

野生動物に関するその他の異常な現象は、探査チームを通じて、適切な手続きに従ってIAATOに報告してください。

南極条約システムのガイダンスに従っていない運航または訪問者を見つけた場合は、適切な手順に従ってIAATOに報告し、情報を提供してください。可能であれば写真に収めてください。

³ 「適切な手続き」は、運航する地域または国内当局の要件によって異なる場合があります。また、IAATO事業者は、IAATOの野外活動マニュアルに記載されている適切な内部報告の手順に従う必要があります。